

令和 4 年

# 三重県議会定例会会議録

( 10 月 19 日 )  
( 第 25 号 )

第 25 号  
10 月 19 日



令和 4 年

# 三重県議会定例会会議録

## 第 25 号

○令和 4 年 10 月 19 日（水曜日）

---

### 議事日程（第 25 号）

令和 4 年 10 月 19 日（水） 午前 10 時開議

- 第 1 決議案第 4 号  
〔趣旨説明、質疑、討論、採決〕
- 第 2 議案第 105 号及び議案第 107 号から議案第 113 号まで  
〔委員長報告、討論、採決〕
- 第 3 認定第 1 号から認定第 5 号まで  
〔委員長報告、討論、採決〕
- 第 4 請願の件  
〔討論、採決〕
- 第 5 意見書案第 6 号から意見書案第 11 号まで  
〔討論、採決〕
- 第 6 決議案第 3 号  
〔採決〕
- 第 7 常任委員会の調査事項に関する報告の件
- 第 8 議案第 114 号  
〔提案説明、採決〕
- 第 9 認定第 6 号から認定第 17 号まで  
〔提案説明、委員会付託〕
- 第 10 議案第 115 号  
〔提案説明、質疑、委員会付託、委員長報告、討論、採決〕

第11 議員派遣の件

---

会 議 に 付 し た 事 件

日程第1	決議案第4号
日程第2	議案第105号及び議案第107号から議案第113号まで
日程第3	認定第1号から認定第5号まで
日程第4	請願の件
日程第5	意見書案第6号から意見書案第11号まで
日程第6	決議案第3号
日程第7	常任委員会の調査事項に関する報告の件
日程第8	議案第114号
日程第9	認定第6号から認定第17号まで
日程第10	議案第115号
日程追加	決議案第5号
日程第11	議員派遣の件

---

会 議 に 出 欠 席 の 議 員 氏 名

出席議員 49名

1	番	川 口	円
2	番	喜 田	健 児
3	番	中 瀬	信 之
4	番	平 畑	武
5	番	石 垣	智 矢
6	番	小 林	貴 虎
7	番	山 崎	博
8	番	中瀬古	初 美
9	番	廣	耕太郎
10	番	下 野	幸 助

11	番	田	中	智	也
12	番	藤	根	正	典
13	番	小	島	智	子
14	番	野	村	保	夫
15	番	木	津	直	樹
16	番	田	中	祐	治
17	番	野	口		正
18	番	倉	本	崇	弘
19	番	山	内	道	明
20	番	山	本	里	香
21	番	稻	森	稔	尚
22	番	濱	井	初	男
23	番	森	野	真	治
24	番	津	村		衛
25	番	杉	本	熊	野
26	番	藤	田	宜	三
27	番	稻	垣	昭	義
28	番	石	田	成	生
29	番	村	林		聡
30	番	小	林	正	人
31	番	服	部	富	男
32	番	谷	川	孝	栄
33	番	東			豊
34	番	長	田	隆	尚
35	番	奥	野	英	介
36	番	今	井	智	広
37	番	日	沖	正	信
38	番	舟	橋	裕	幸

39	番	三 谷	哲 央
40	番	中 村	進 一
41	番	津 田	健 児
42	番	中 嶋	年 規
43	番	青 木	謙 順
44	番	中 森	博 文
45	番	前 野	和 美
46	番	山 本	教 和
47	番	西 場	信 行
48	番	中 川	正 美
49	番	舘	直 人

---

職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長	坂 三 雅 人
書 記 (事務局次長)	畑 中 一 宝
書 記 (議事課長)	前 川 幸 則
書 記 (企画法務課長)	小 野 明 子
書 記 (議事課課長補佐兼班長)	佐 竹 宴
書 記 (議事課主幹)	櫻 井 彰
書 記 (議事課主査)	辻 昌 平

---

会議に出席した説明員の職氏名

知 事	一 見 勝 之
副 知 事	廣 田 恵 子
副 知 事	服 部 浩
危機管理統括監	日 沖 正 人
防災対策部長	山 本 英 樹
戦略企画部長	安 井 晃

総務部長	高間 伸夫
医療保健部長	中尾 洋一
子ども・福祉部長	中村 徳久
環境生活部長	中野 敦子
地域連携部長	後田 和也
農林水産部長	更屋 英洋
雇用経済部長	野呂 幸利
県土整備部長	若尾 将徳
最高デジタル責任者	田中 淳一
デジタル社会推進局長	三宅 恒之
医療保健部理事	小倉 康彦
環境生活部廃棄物対策局長	小見山 幸弘
地域連携部スポーツ推進局長	山川 晴久
地域連携部南部地域活性化局長	下田 二一
雇用経済部観光局長	増田 行信
県土整備部理事	佐竹 元宏
企業庁長	山口 武美
病院事業庁長	長崎 敬之
会計管理者兼出納局長	佐脇 優子
教 育 長	木 平 芳 定
公安委員会委員	志 田 幸 雄
警察本部長	佐 野 朋 毅
代表監査委員	伊 藤 隆
監査委員事務局長	紀 平 益 美

人事委員会委員	中 村 佳 子
人事委員会事務局長	天 野 圭 子
選挙管理委員会委員	田 中 利 佳
労働委員会事務局長	中 西 秀 行

---

午前10時0分開議

## 開 議

○議長（前野和美） ただいまから本日の会議を開きます。

## 諸 報 告

○議長（前野和美） 日程に入るに先立ち、報告いたします。

付託議案の審査報告書並びに請願審査結果報告書が所管の常任委員長から提出されましたので、お手元に配付いたしました。

次に、意見書案第6号から意見書案第11号までが提出されましたので、お手元に配付いたしました。

次に、決議案第3号及び決議案第4号が提出されましたので、お手元に配付いたしました。

次に、議案第114号及び議案第115号、認定第6号から認定第17号まで並びに報告第21号から報告第23号までは、さきに配付いたしました。

なお、認定議案につきましては、地方自治法第233条に定める書類及び監査委員の審査意見がつけられております。

また、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条及び第22条に定める監査委員の審査意見書が提出されましたので、さきに配付いたしました。

次に、令和3年度三重県内部統制評価報告書及び監査委員の同審査意見書

が提出されましたので、それぞれさきに配付いたしました。

以上で報告を終わります。

---

### 戦略企画雇用経済常任委員会審査報告書

議案番号	件名
110	「強じんな美し国ビジョンみえ」及び「みえ元気プラン」の策定について

本委員会において、上記の議案審査の結果、原案を可決すべきものと決定した。

よって、ここに報告する。

令和4年10月7日

三重県議会議長 前野 和美 様

戦略企画雇用経済常任委員長 石田 成生

---

### 医療保健子ども福祉病院常任委員会審査報告書

議案番号	件名
108	三重県民生委員定数条例の一部を改正する条例案

本委員会において、上記の議案審査の結果、原案を可決すべきものと決定した。

よって、ここに報告する。

令和4年10月11日

三重県議会議長 前野 和美 様

医療保健子ども福祉病院常任委員長 倉本 崇弘

## 教育警察常任委員会審査報告書

議案番号	件 名
109	財産の取得について

本委員会において、上記の議案審査の結果、原案を可決すべきものと決定した。

よって、ここに報告する。

令和4年10月5日

三重県議会議長 前野 和美 様

教育警察常任委員長 平畑 武

## 予算決算常任委員会審査報告書

議案番号	件 名
105	令和4年度三重県一般会計補正予算（第3号）
107	三重県県税条例の一部を改正する条例案
111	令和3年度三重県水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
112	令和3年度三重県工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
113	令和3年度三重県流域下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

認定番号	件 名
1	令和3年度三重県水道事業会計決算
2	令和3年度三重県工業用水道事業会計決算
3	令和3年度三重県電気事業会計決算

4	令和3年度三重県病院事業会計決算
5	令和3年度三重県流域下水道事業会計決算

本委員会において、上記の議案審査の結果、原案を可決又は認定すべきものと決定した。

よって、ここに報告する。

令和4年10月14日

三重県議会議長 前野 和美 様

予算決算常任委員長 森野 真治

**請 願 審 査 結 果 報 告 書**

( 新 規 分 )

総務地域連携デジタル社会推進常任委員会関係

受理番号	件 名	提 出 者	紹 介 議 員	審査結果
請44	自動車関係諸税などの見直しに関する意見書の提出を求めることについて	鈴鹿市平田町1907 全日本自動車産業労働組合総連合会 三重地方協議会 議長 葛山 真由美	川 口 円 平 畑 武 山 崎 博 中瀬古 初美 田 中 智也 小 島 智子 野 村 保夫 野 口 正弘 倉 本 崇 山 内 道明	採択

教育警察常任委員会関係

受理番号	件 名	提 出 者	紹 介 議 員	審査結果
請45	25人下限条件をなくし、真の30人学級実現を求めることについて	四日市市笹川1丁目52-16 30人学級実現とゆきとどいた教育を求める会 代表 吉野 啓子	山 本 里 香 稲 森 稔 尚	不採択

請46	子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求めることについて	津市一身田上津部田1234 三重県総合文化センター内 生涯学習センター2F 三重県PTA連合会 会長 杉戸 雅巳 ほか3名	川 口 円 中瀬古 初 小 島 智 山 本 里 稲 森 香 森 稔	採択
請47	教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求めることについて	津市一身田上津部田1234 三重県総合文化センター内 生涯学習センター2F 三重県PTA連合会 会長 杉戸 雅巳 ほか3名	川 口 円 中瀬古 初 小 島 智 山 本 里 稲 森 香 森 稔	採択
請48	防災対策の充実を求めることについて	津市一身田上津部田1234 三重県総合文化センター内 生涯学習センター2F 三重県PTA連合会 会長 杉戸 雅巳 ほか3名	川 口 円 中瀬古 初 小 島 智 山 本 里 稲 森 香 森 稔	採択
請49	義務教育費国庫負担制度の充実を求めることについて	津市一身田上津部田1234 三重県総合文化センター内 生涯学習センター2F 三重県PTA連合会 会長 杉戸 雅巳 ほか3名	川 口 円 中瀬古 初 小 島 智 山 本 里 稲 森 香 森 稔	採択
請50	誰もが、家庭の経済事情に関わらず学ぶことのできる教育環境整備、三重県独自のさらなる学級編制基準および教職員配置基準の改善をすすめることにより、すべての子どもたちが大切にされる安全・安心の三重の教育の実現を求めることについて	津市一身田上津部田1234 三重県総合文化センター内 生涯学習センター2F 三重県PTA連合会 会長 杉戸 雅巳 ほか3名	川 口 円 中瀬古 初 小 島 智 山 本 里 稲 森 香 森 稔	採択

意見書案第6号

子どもの貧困対策の推進と就学及び修学支援に関する制度の拡充  
を求める意見書案  
上記提出する。

令和4年10月7日  
提出者  
教育警察常任委員長  
平 畑 武

子どもの貧困対策の推進と就学及び修学支援に関する制度の拡充  
を求める意見書案

国においては、平成26年1月に施行された「子どもの貧困対策の推進に関する法律」を踏まえ、令和元年11月に策定した「子供の貧困対策に関する大綱」に基づく施策が実施されている。

子どもの貧困対策を推進するには、支援を必要とする子どもたちに対して教育相談などの機能を充実させる取組や、関係機関と連携して支援を行う取組が必要であり、貧困の連鎖を断ち切るための教育に係る公的支援が求められている。

一方、文部科学省の調査によると、令和3年度の大学等の中途退学者・休学者における新型コロナウイルス感染症を理由とする学生等の割合は、前年度に比べて増加しており、子どもたちの将来への進路選択にも影響を及ぼしている。

新型コロナウイルス感染症の影響により経済状況が悪化した学生への対応として、学びの継続のための学生支援緊急給付金が創設されたが、令和4年度における事業の継続は示されていない。また、高等教育の修学支援新制度や高等学校等就学支援金制度についてもさらなる充実が求められるなど、全ての意欲ある学生が安心して教育を受けられるようにするためには、今後もこれらの制度の充実が必要である。

よって、本県議会は、全ての子どもの学びの機会を保障するため、国において、「子供の貧困対策に関する大綱」に基づく施策をより一層推進されるとともに、就学及び修学支援に関する制度を更に拡充されるよう強く要望する。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

三重県議会議長 前野和美

(提出先)

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣、  
内閣府特命担当大臣（少子化対策）

---

意見書案第7号

子どもたちの豊かな学びを保障するための教職員定数改善計画の  
策定・実施と教育予算の拡充を求める意見書案

上記提出する。

令和4年10月7日

提出者

教育警察常任委員長

平畑 武

子どもたちの豊かな学びを保障するための教職員定数改善計画  
の策定・実施と教育予算の拡充を求める意見書案

本県を含む我が国の1クラス当たりの児童生徒数は、国際的な比較において多い水準にある。

このような中、小学校の学級編制の標準が令和3年度から5年間で計画的に35人に引き下げられることとなったが、令和4年度の教職員定数は十分なもの

とはいえ、中学校や高等学校等での引下げについても示されていない。

教職員が心身共にゆとりを持って子どもたちと向き合い、日々の教育活動に取り組むことは、子どもたちの豊かな学びを保障するための基盤となるものであり、子どもたちの安心・安全につなげるためにも、更なる学級編制の標準の引下げと、新たな教職員定数改善計画の策定・実施が求められている。

また、学校における働き方改革が叫ばれる中、人的配置のための予算措置をはじめとする財政措置はいまだ不十分である。新型コロナウイルス感染症の影響による収入減や、感染対策やICTを活用した教育に係る費用など保護者の負担も少なくない。また、多くの学校施設が老朽化という課題を抱えるなど、山積する教育課題を解決するためには、必要な予算を措置し、教育環境の整備を進めていくことが必要である。

よって、本県議会は、国において、子どもたちの豊かな学びを保障するための教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算の拡充を行われるよう強く要望する。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

三重県議会議長 前野和美

(提出先)

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣

---

意見書案第8号

学校における防災対策の充実を求める意見書案  
上記提出する。

令和4年10月7日

提出者

教育警察常任委員長

平 畑 武

学校における防災対策の充実を求める意見書案

学校施設は、児童生徒が学習する場であるにとどまらず、本県内の公立学校の多くが災害時における地域住民の避難所に指定されているなど、地域防災の観点からも非常に重要な役割を担っている。

しかしながら、本県には避難所指定を受けながらも津波浸水想定区域内に立地している公立学校が多くあるため、早急に公立学校の津波対策が実施できるよう、国庫補助事業の要件の緩和・拡充等が求められる。

また、避難所における新型コロナウイルス感染症対策として、必要な資材やスペースの確保が求められており、それぞれの自治体において十分に確保するためには、国からの財政的支援の充実が不可欠である。

よって、本県議会は、国において、巨大地震等による災害を想定した学校における防災対策の充実に取り組まれるよう強く要望する。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

三重県議会議長 前 野 和 美

(提出先)

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、

意見書案第9号

義務教育費国庫負担制度の充実を求める意見書案  
上記提出する。

令和4年10月7日

提出者

教育警察常任委員長

平 畑 武

義務教育費国庫負担制度の充実を求める意見書案

義務教育費国庫負担制度は、機会均等、水準確保及び無償制という義務教育の根幹を支えるためには国が必要な制度を整備すると認識の下、教職員の確保及び適正配置のため、必要な財源を安定的に確保する意義を有するものである。

義務教育の成否は、教職員の確保、適正配置及び資質の向上並びに教育環境の整備に負うところが大きく、そのために必要な財源を安定的に確保することが不可欠である。

教育のICT化が急速に進められ、多くの自治体で一人一台端末が整備されたものの、修繕費や通信費などの経費の公的負担・私的負担の状況は自治体間で異なっている。また、支援員等についても地方財政措置はあるものの、結果として自治体間格差が生じている。教育に地域間格差を生じさせることなく、義務教育の水準を安定的に確保するためには、一般財源ではなく、国庫負担金による財源の確保とその対象の拡大、更にはその増額が必要である。

地方の財政状況に影響されることのない確固とした義務教育費国庫負担制度によって、未来を担う子どもたちに豊かな学びを平等に保障することは、社会の基盤づくりに極めて重要である。

よって、本県議会は、国において、義務教育費国庫負担制度を更に充実されるよう強く要望する。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

三重県議会議長 前野和美

(提出先)

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、  
文部科学大臣

---

意見書案第10号

自動車関係諸税等の見直しを求める意見書案

上記提出する。

令和4年10月11日

提出者

総務地域連携デジタル社会推進常任委員長

石垣智矢

自動車関係諸税等の見直しを求める意見書案

自動車には、取得・保有・走行の各段階において、複雑かつ過重な税負担が課せられており、一般財源化により課税根拠が喪失した税の存続や消費税との二重課税といった様々な課題が指摘されている。また、自動車保険料、高速道路料金等の自動車に係る費用も、自動車ユーザーにとって大きな負担となっている。

自動車関係諸税等の簡素化や負担軽減は、自動車ユーザーの負担軽減のみならず、自動車が重要な交通手段となっている地方の経済活性化につながる。ま

た、自動車関係諸税等の見直しにより、CASEといった次世代モビリティやカーボンニュートラルの促進を図ることで、持続可能で誰もが自由に安全な移動を享受できる社会の実現にもつながる。

よって、本県議会は、自動車関係諸税等について、地方財政に影響を与えることのないよう、具体的な代替財源を確保することを前提として、国において、下記の措置を講じられるよう強く要望する。

## 記

- 1 車体課税に関し、自動車重量税の「当分の間として措置される税率」を廃止するとともに、複雑な課税制度を簡素化し、自動車税・軽自動車税の環境性能割を廃止し、種別割の負担軽減を図るための措置を講ずること。
- 2 燃料課税に関し、「当分の間として措置される税率」を廃止するとともに、複雑な課税制度を簡素化し、消費税との二重課税の解消を図るための措置を講ずること。
- 3 車体課税の税収は、CASEといった次世代モビリティの普及促進のための特定財源とするとともに、燃料課税の税収は、カーボンニュートラルの促進のための特定財源とすること。
- 4 自動車保険料を所得税の所得控除の対象とするなど、自動車の使用に係るユーザーの負担軽減を図るための措置を講ずること。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

三重県議会議長 前野和美

(提出先)

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、  
経済産業大臣、国土交通大臣

---

意見書案第11号

地方財政の充実及び強化を求める意見書案

上記提出する。

令和4年10月11日

提出者

川口 円  
石垣 智 矢  
山崎 博  
中瀬古 初 美  
田中 智 也  
小島 智 子  
野村 保 夫  
野口 正  
倉本 崇 弘  
山内 道 明  
稲森 稔 尚

地方財政の充実及び強化を求める意見書案

地方公共団体には、急激な少子高齢化の進展に伴う子育て・医療・介護等の  
社会保障制度の整備、人口減少下における地域活性化対策、脱炭素化を目指し  
た環境対策及び行政のデジタル化の推進等、より新しく、かつ極めて多岐にわ  
たる役割が求められている。さらに、新型コロナウイルス感染症、近年多発し  
ている大規模災害への対応も求められている。

一方で、地方公務員等公的サービスを担う人材の不足は深刻であり、様々な政策課題に対応しなければならない現場は疲弊している。

こうした地方公共団体の様々な政策課題への財源対応について、政府は、「経済財政運営と改革の基本方針2021」において、令和3年度の地方一般財源水準を令和6年度まで確保するとしているが、増大する行政需要に十分対応し得るのか、懸念される状況である。

このため、令和5年度の政府予算及び地方財政計画の検討に当たっては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う新たな行政需要等も把握しながら、歳入及び歳出を的確に見積もり、安定的な地方財政の確立を目指すことが必要である。

よって、本県議会は、国に対し、下記の事項の実現を強く求める。

## 記

- 1 社会保障の維持及び確保、防災・減災対策、脱炭素化対策、地域活性化に向けた取組、デジタル化推進等、増大する地方公共団体の行政需要を的確に把握し、それを支える人件費も含めて、十分な地方一般財源総額の確保を図ること。
- 2 子ども・子育て支援制度、介護保険制度及び生活困窮者自立支援制度の運営、児童虐待防止、地域医療の確保、幼児教育・保育の無償化等、急増する社会保障ニーズへの対応が地方公共団体の一般行政経費を圧迫していることから、地方単独事業分も含めた十分な社会保障関係経費に係る予算の拡充を図るとともに、それらの対応を担う人材の確保のための地方財政措置を講ずること。
- 3 地方交付税の法定率を引き上げる等、臨時財政対策債に頼らない、より自主的な地方財政の確立に取り組むこと。また、地域間の税源偏在性の是正の

ため、偏在性の小さい所得税及び消費税を対象に国税から地方税への税源移譲を行う等、より抜本的な改善を行うこと。さらに、各種税目について廃止又は減税を検討する際には、地方の財政運営における予見性を損なわないよう、十分に地方公共団体等の意見を反映し、慎重に検討すること。

- 4 新型コロナウイルス感染症対策として、ワクチン接種体制の確保、感染症対応業務を含めた保健所体制・機能の強化、感染防止のための諸対応、アフターコロナを見据えた地域経済の活性化等を包括した、地方公共団体に対する十分な財源措置を講ずること。
- 5 「まち・ひと・しごと創生事業費」について、令和4年度の地方財政計画では1兆円が確保されているが、持続可能な地域社会の維持・発展に向けて恒久的な財源とすること。また、同規模の財源確保はもとより、拡充を含めて検討すること。
- 6 会計年度任用職員制度について、会計年度任用職員の処遇改善を図るため、引き続き所要額の調査を行う等により、財政需要を十分に満たすようにすること。
- 7 デジタル・ガバメントの推進における地方公共団体の自治体業務システムの標準化に向け、地域デジタル社会推進費に相当する財源を継続して確保する等、十分な財源を保障すること。また、デジタル化が定着していく過渡期において生じ得る行政需要についても、人材・財源を含めた対応を行うこと。
- 8 森林環境譲与税の譲与基準について、林業に係る財政需要の大きい地方公共団体への譲与額が増大するよう見直しを進めること。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 4年 月 日

三重県議会議長 前野和美

(提出先)

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、  
厚生労働大臣、デジタル大臣、内閣府特命担当大臣（経済財政対策）、  
内閣府特命担当大臣（地方創生）

---

決議案第3号

北朝鮮による弾道ミサイル発射に抗議する決議案  
上記提出する。

令和4年10月14日

提出者

川口 円  
石垣 智 矢  
山崎 博  
中瀬古 初 美  
小島 智 子  
野村 保 夫  
倉本 崇 弘  
山内 道 明  
山本 里 香  
稲森 稔 尚

北朝鮮による弾道ミサイル発射に抗議する決議案

10月4日、北朝鮮は、弾道ミサイルを発射し、青森県の上空を通過する形で太平洋に落下した。

今年に入り、北朝鮮は過去にない頻度で弾道ミサイルの発射を繰り返しており、このうちの一部は、核弾頭を搭載した発射の模擬訓練であったと報道されている。このような行為は我が国の安全に対する深刻かつ重大な挑戦であって、地域及び国際社会の平和と安全に対する重大な脅威である。また、このような行為に加え、これまでの度重なる地下核実験は、国連安全保障理事会でこれまで累次にわたり採択された関連の決議にも明白に違反するものであり、北朝鮮に挑発行動を自制させるとともに、国連安全保障理事会の決議が遵守されるよう、我が国を含む国連の全ての加盟国において、あらゆる措置を講じていくことが求められる。

よって、本県議会は、北朝鮮に対し、厳重に抗議し、断固として非難するとともに、国連安全保障理事会の決議を遵守するよう改めて強く求める。

以上、決議する。

令和 年 月 日

三 重 県 議 会

---

決議案第4号

小林貴虎議員に対する辞職勧告決議案

上記提出する。

令和4年10月17日

提 出 者

山 本 里 香

稲 森 稔 尚

津 村 衛

舟 橋 裕 幸

三 谷 哲 央

## 小林貴虎議員に対する辞職勧告決議案

小林貴虎議員は、安倍晋三元首相の国葬に関し、「国葬反対のSNS発信の8割が隣の大陸からだったという分析が出ている」などと、非公開の講演内容を主催者の許可なくSNSに投稿し、拡散させた。

投稿内容の情報源は現職大臣の発言であると責任転嫁したが、大臣はこれを否定。虚偽の行為により、県民だけでなく県内外に大きな混乱を招いた。このことは「三重県議会議員の政治倫理に関する条例」第3条第1号に規定する「議員は、議員の品位と名誉を損なう行為により、県民の議会に対する信頼を損ねてはならないこと。」の政治倫理規準に反している事は明らかであり、誠に遺憾である。

また、その投稿内容は、事実に基づくものではないだけでなく、特定の国や人々に対しての差別や偏見を助長する内容であり、三重県議会が全会一致で可決し、成立した「差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例」の趣旨に明らかに反する行為である。

さらには、令和元年の特定の国や人々を揶揄するSNSへの投稿、令和3年の同性カップルの住所を無断でSNSに公開するなどの行為により、人権に関わって直接的な被害者を生み出した。これまでの経過も含め、再三にわたり三重県議会の信頼を大きく失墜させた責任は重く受け止めるべきである。

よって、小林貴虎議員が速やかに三重県議会議員を辞職することを勧告する。

以上、決議する。

令和 年 月 日

三 重 県 議 会

---

## 提出議案件名

- 議案第114号 土地利用審査会委員の選任につき同意を得るについて
- 議案第115号 令和4年度三重県一般会計補正予算（第4号）
- 認定第6号 令和3年度三重県一般会計歳入歳出決算
- 認定第7号 令和3年度三重県県債管理特別会計歳入歳出決算
- 認定第8号 令和3年度地方独立行政法人三重県立総合医療センター資金貸付特別会計歳入歳出決算
- 認定第9号 令和3年度三重県国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算
- 認定第10号 令和3年度三重県母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付事業特別会計歳入歳出決算
- 認定第11号 令和3年度三重県立子ども心身発達医療センター事業特別会計歳入歳出決算
- 認定第12号 令和3年度三重県就農施設等資金貸付事業等特別会計歳入歳出決算
- 認定第13号 令和3年度三重県地方卸売市場事業特別会計歳入歳出決算
- 認定第14号 令和3年度三重県林業改善資金貸付事業特別会計歳入歳出決算
- 認定第15号 令和3年度三重県沿岸漁業改善資金貸付事業特別会計歳入歳出決算
- 認定第16号 令和3年度三重県中小企業者等支援資金貸付事業等特別会計歳入歳出決算
- 認定第17号 令和3年度三重県港湾整備事業特別会計歳入歳出決算

---

## 決議案審議

〔6番 小林貴虎委員離席・退場〕

○議長（前野和美） 日程第1、決議案第4号小林貴虎議員に対する辞職勧告決議案を議題といたします。

趣旨説明を求めます。24番 津村 衛議員。

[24番 津村 衛議員登壇・拍手]

○24番（津村 衛） ただいま議題となりました決議案第4号につきまして、提出者を代表いたしまして提案の趣旨を説明申し上げます。

案文の朗読をもちまして趣旨説明に代えさせていただきます。

小林貴虎議員に対する辞職勧告決議案。

小林貴虎議員は、安倍晋三元首相の国葬に関し、「国葬反対のSNS発信の8割が隣の大陸からだったという分析が出ている」などと、非公開の講演内容を主催者の許可なくSNSに投稿し、拡散させた。

投稿内容の情報源は現職大臣の発言であると責任転嫁したが、大臣はこれを否定。虚偽の行為により、県民だけでなく県内外に大きな混乱を招いた。このことは、「三重県議会議員の政治倫理に関する条例」第3条第1号に規定する「議員は、議員の品位と名誉を損なう行為により、県民の議会に対する信頼を損ねてはならないこと。」の政治倫理基準に反している事は明らかであり、誠に遺憾である。

また、その投稿内容は、事実に基づくものではないだけでなく、特定の国や人々に対しての差別や偏見を助長する内容であり、三重県議会が全会一致で可決し、成立した「差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例」の趣旨に明らかに反する行為である。

さらには、令和元年の特定の国や人々を揶揄するSNSへの投稿、令和3年の同性カップルの住所を無断でSNSに公開するなどの行為により、人権に関わって直接的な被害者を生み出した。これまでの経過も含め、再三にわたり三重県議会の信頼を大きく失墜させた責任は重く受け止めるべきである。

よって、小林貴虎議員が速やかに三重県議会議員を辞職することを勧告する。

以上、決議する。

以上であります。

よろしく御審議いただき、御賛同いただきますようよろしくお願いいたします。（拍手）

○議長（前野和美） 以上で趣旨説明を終わります。

本件に関する質疑の通告は受けておりません。

お諮りいたします。本件は議事進行上、委員会付託を省略いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前野和美） 御異議なしと認め、本件は委員会付託を省略することに決定いたしました。

## 討 論

○議長（前野和美） これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、順次発言を許します。41番 津田健児議員。

〔41番 津田健児議員登壇・拍手〕

○41番（津田健児） 決議案第4号小林貴虎議員に対する辞職勧告決議案に対し、強く反対したいと思います。

まずは、小林貴虎議員の行った行為は、差別意識がなかったとはいえ、講演の主催者をはじめ多くの方々に多大な御迷惑をおかけし、県内外に大きな混乱を招いたことは避け難い事実であります。

さらに、心から反省していると、私はいまだ彼を信じることができません。先般の代表者会議後のマスコミの関係者の取材においても、妻や家族は私人である、何かあったらあなた方を許しませんと、マスコミ関係者に対し発言するなど自分が原因者であることを理解しているのか、本当に大ばかやろうだと思いました。

確かに、彼にはまだまだ改めるべきところがたくさんあるのだろうと思います。しかしながら、そんな彼であっても、彼を信じ、彼の政治信条を応援する県民が多いのも事実です。

彼は公正な選挙によって選ばれた県議会議員です。彼は県民によって選ばれた県議会議員であり、県民の声、思いであり、県民の代表であります。その地位を与えるのも奪うのも県民でなければならないと考えます。彼と同じ

立場である我々が決めることではありません。このような形で、県民によって与えられた議員という尊い地位を我々議員が奪うことは許されないと考えます。

我々は、かつて議員による暴行事件を契機に制定された三重県議会議員の政治倫理に関する条例があり、今まさにその条例を改正するために検討プロジェクト会議にて真剣に議論し、小島座長の下、あともう一步というところまで来ました。議員の責務を明らかにし、議員の行動規範となるルール、また、議員に政治倫理に反する疑いが生じた際、議長に審査会の設置を求める規定も、我々がつくったルールです。そして、よりよいものへ変えようと議員が真摯に向き合って改正しようとしています。

それにもかかわらず、そのルールを活用することなく、彼の発言のどこが人権侵害行為に当たるのかを明らかにすることなく、委員会の議論を人質に取り、委員会の議論を妨げ、委員長に辞職に迫りやめたこと、また、我々がつくった条例の規定、政治倫理審査会の審査を経ることなく、数の力で県民の代表である議員の職を奪おうとすることは、大変残念でなりません。私は、検討プロジェクト会議のメンバーの1人ですが、使わない、使おうとしないルールづくりに参加していると思うと非常に残念でなりません。

一昨年、私が代表者会議にて、2度目はないとの認識を皆さんで確認させていただきました。それは県民に対しての約束でもあります。その約束とは、もし彼が人権侵害行為等と思われる行為を犯したときは、政治倫理審査会に諮ることを約束したことであり、彼の行為が議員辞職に値するのか、彼の行った行為が人権侵害行為に当たるのかどうか、真剣な議論、ルールに基づいて進めていくことを約束したものです。小林貴虎議員の議員としての地位をこのような形、多数決のみで奪うことを約束したことではありません。2度目はない、その約束の内容をぜひ確認していただきたいと思います。

先日、代表者会議で話し合われた内容を後から聞きました。

私が知る小林貴虎議員は、今までうそをついたことはありません。うそをうそで塗り潰すような人間ではございません。うそで人をだまそうとする人

間ではございません。うそで逃げようとする人間ではございません。

私を知る彼は、正しいと思うことを言う人間です。それが周りから見ておかしいと思うことでも、彼は自分が正しいと思うことをする人間です。

小林貴虎議員は、10月2日、SNSにて、非公開の講演内容を安全保障上の関係で危機感を持つべきとの理由で公開しました。その後も発信を続けましたが、10月5日の夜、その発信が誤りと分かり、すぐにマスコミの方々に記者会見の開催をお願いし、議長に連絡し、翌日の朝、謝罪とコメントの撤回をいたしました。

発信したものが誤りだと分かる者は、彼と私しかいませんでした。隠そうと思えば幾らでも隠し通すことができたにもかかわらず、彼はすぐにちゅうちょすることなく、自分の非を認め、謝罪することを決めました。彼はうそをうそで塗り潰すことは一切ありません。

三重県議会議員の政治に倫理に関する条例第2条第3項には、議員は、政治倫理に関し、批判を受けたときは、真摯かつ誠実に事実を解明し、その責任を進んで明確にするとあります。彼はそれをすぐに実行しようとしていました。

私は、ますます人権という言葉がよく分からなくなってきました。議員になってからは冷たい言葉とさえ感じます。

先般の代表者会議において、小林貴虎議員の発言は、差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例第2条第3号の人権侵害行為に当たるとの指摘がありましたが、その逐条解説には、具体的にどのような行為が「人権侵害行為」に当たるかについては、人権に関する法令、裁判例、法務省の人権侵犯事件調査手続での対応例、学説等を踏まえて判断するとあります。そういう意味においても、ルールに基づいて審査会を設置し、何が問題かを明らかにし、対応、検討すべきでありました。

議会の混乱を招き、信頼を損ねた原因の一つには、彼の行動が起因することは事実ですが、委員会の議論を人質に取り、委員長という役職を停止に追い込んだこと、彼の発言のどこが人権侵害行為に当たるのかを明確にすることなく、辞職勧告決議案を提出したことによるものと考えます。

我々自由民主党議員が知る彼は、外国のことであっても、中国において迫害されているウイグル人のために関係者を呼んで勉強会を開いたこと、ロシアのウクライナ侵攻により苦しんでいる人々に寄附を募り、大使館にそのお金を渡しに行ったこと、北朝鮮による拉致被害者のために、その問題を風化させまいと被害者の家族を訪れ、視察を企画したり、街宣活動に取り組む姿しかありません。私よりはるかに人権意識の高い議員であり、また、自分には関係ない人であっても、その人の気持ちに寄り添うことができる優しい人間であります。

よって、彼の行った行為は、議員辞職に値せず、また、同じ立場である議員が議員の地位を奪うことは許されることではなく、選挙によって判断されるものと考え、決議案第4号に反対します。

御賛同のほどよろしく申し上げます。

以上です。（拍手）

○議長（前野和美） 20番 山本里香議員。

〔20番 山本里香議員登壇・拍手〕

○20番（山本里香） 日本共産党の山本里香でございます。

決議案第4号について、賛成の討論をいたします。

小林貴虎議員の辞職勧告決議案を4名の方と一緒に5名連記で提出させていただきました。

何よりも、議決以前に小林貴虎議員御自身が自ら考え、辞職することをお勧めいたします。今、この時間でもそのように思っています。

会派の皆さんや各所からいろいろなアドバイスがあったのではないかと拝察いたします。けれども、今現在において自身から辞職されていない以上、決議案の提出に至ったことは残念です。そして、この決議案に賛成を表明いたします。

聞こえておりましたら、まだ数分時間はありますので、お考えください。

決議案の説明が今ありました。四つの内容が記載されています。

一つは、この件の発端である、SNSでの根拠に基づかないとされる発信

をされたということ。

また、一つは、その内容が指摘されるまで、差別や偏見を助長する内容、あるいは人権に関わる社会的な問題とは意識していなかったという人権感覚。指摘されてなお、特定の個人に宛てたものではないので人権差別問題だと認識していなかったのだから、そこには差別はないと言われていました。差別をしていると認識しながらする行為は断じて許されません。無意識にする差別的言動は、無意識なだけに、また許されないと思います。根深いです。だからこそ繰り返されます。

一つは、SNSの発信の後、問題となり、SNSや記者会見でさらにうそを重ねられたことになっていること。その後、自らの発言について訂正、撤回と、県民だけではなく県内外に大きな混乱を招き、代表者会議で正直にと前置きをされた中での答えでも何が真実か分からないままです。

また、一つは、これまで二度とも人権感覚が欠如していたことを指摘され、嚴重注意とされ、直接的な被害者の方とも相對し、少しは人権感覚を身につけられたのではないかと思っていたところが、残念な結果になっているということです。つらい思いをされた方が、つらい思いが今回のことでさらに踏みこまれたと感じられるのは当然のことでしょう。

そして、この一連の中でとても苦になったのは、不快な思い、迷惑をかけた方に申し訳ありませんでしたという発言が重ねてあり、大変象徴的でした。迷惑をかける、不快に感じられたという前に、自身の人権意識のなさを実感された言葉があつてしかるべきだったと思います。

三重県議会が全会一致で採決した差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例の目的に反する行為であるとともに、三重県議会議員の政治倫理に関する条例の、今、津田議員からも説明があつたわけですけれども、「政治的又は道義的批判を受けたときは、真摯かつ誠実に事実を解明し、その責任を進んで明確にする責務を負うものとする」に照らしても、全うされていないことを感じています。

今回問題となっていることを含めて様々な疑惑を残し、このままにして、

議員を続けることは許されません。差別的な虚偽の発言、発信をし、疑惑の解明をしないまま、闇に葬ることを三重県民はよしとしません。

また、付け加えますが、この件において、議長の対応の中で、議長自身の意識欠如についても表明してきたことを残念に思い、加えて述べておきます。

よって、小林貴虎議員の辞職勧告決議に賛成いたします。（拍手）

○議長（前野和美） 21番 稲森稔尚議員。

〔21番 稲森稔尚議員登壇・拍手〕

○21番（稲森稔尚） 伊賀市選挙区選出、草の根運動いがの稲森稔尚です。

決議案第4号小林貴虎議員に対する辞職勧告決議案に対しまして、賛成の立場から討論を行います。

まず最初に、議長に少し申し上げたいことがあるんですけども、やっぱりこの問題をもっと真剣に受け止めていただかないと困ります。こういうことがずっと繰り返されているということは恥ずかしいことですので、そういうことをして、理解いただけないのであれば、議長の不信任に値するということをまず申し上げておきます。

〔「議長不信任を出すのか」と呼ぶ者あり〕

○21番（稲森稔尚） まだ現時点では出しませんが、そういうことに当たり得るということをまず申し上げています。また詳しいことは後日説明させていただきます。

まず、私たちは本年6月、差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例を議員提案によって全会一致で成立させています。その第9条で、私たち三重県議会議員をはじめとする県の公務員は、高い人権意識を持ち、この条例の目的を達成するため、率先して積極的な役割を果たすという責務を有しているということを大前提として、同条例の基本理念である第3条第4号には、人権侵害行為の意図の有無にかかわらず、その解消を図ること、第2条の不当な差別、人権侵害行為に関する逐条解説では、集団や不特定多数の者を対象とする差別的言動等について、その集団等に属する者が精神的苦痛等を受けるなどの具体的被害が生じているかどうかについては、当該差別的

言動等は、当該集団等に属する者であれば精神的苦痛等を受けるような性質のものであったといえるか否かを社会通念に照らして客観的に判断することになると示されています。

小林議員の国葬反対のSNS発信の8割は隣の大陸などとするSNS投稿は、過去にも、特定の国や民族をやゆする差別投稿、性的マイノリティー当事者の住所を無断公開するという人権侵害行為、さらには、日常的に特定の国や民族やLGBTをはじめとする様々なマイノリティーに対して、異常なまでに攻撃的なSNS投稿を行っていること、投稿の多くに第三者の言葉を引用する形が取られ、その表現に対して自らの責任を回避しようという悪質な意図が強くうかがわれること、以上のような経過と背景も踏まえれば、三重県の差別解消条例がいう不当な差別、人権侵害に当たるということは明らかです。

県議会議員に求められるのは、異なる意見が対立したときであっても、事実や一定の根拠に基づく議論を交わしながら、県政をチェックし、県民にとってよりよい結論を導き出すことが必要な資質であり、それが使命です。

しかし、小林議員は、一定のファクトに基づいたお互いの議論よりも、相手を恫喝すること、相手を蔑むこと、相手が嫌がる行為と引き換えに自らの意思に従わせようとすることを繰り返してきました。その事例は数々あります。

この本会議場でも、一般質問前の執行部側企画員に対して、答弁書を要求した事案です。答弁書を出さなければ厳しく追及することを示唆し、相手を威圧し、恫喝してその意思に従わせるというやり方です。

それだけではありません。先ほども述べてきたように、自らと意見の異なる公開質問状を送ってきた県民の極めて高度なプライバシー情報である自宅住所を無断公開し、公開質問状の取下げを公開した住所削除の交換条件としたことです。統一教会との関わりについて説明を求めた報道機関の記者に対して、その相手を動画で撮影し、威圧して取材拒否をすることなど共通しています。

今回のSNS投稿にしても、国葬に反対するようなやつは日本国民ではない。そのような意見の異なる他者には一切の耳を傾けずに、蔑んだ態度がにじみ出ています。そのことから議員としての資質を欠いているということは明らかではないでしょうか。

また、小林議員は、県民への説明責任を全く果たしていません。自由民主党三重県連幹事長に指示されるがままに投稿を撤回し、高市大臣に迷惑をかけたことのみで謝罪しているとしか受け止めることができませんでした。

10月6日に行ったふてぶてしい態度の記者会見は、県民の怒りを全国に波及させています。10月2日の名古屋市内の講演において高市経済安全保障担当大臣は国葬に関してどのような発言を行ったのか、投稿内容との違い、なぜ訂正や撤回が必要であったのか、一切の説明がされていません。講演は主催者側が非公開としたとのことですが、法的に守秘義務を課せられたものではなく、公人として広く発信を行った以上、その説明責任を逃れる理由にはなるはずがありません。この日の講演に参加をしていた自由民主党会派の代表も含めて、そのことを明らかにする責任があります。

仮にこの決議案が否決されたならば、大陸8割の議論は終わることなく、政治倫理審査会の開催となり、自由民主党会派には講演内容も含めてしっかりと明らかにしていただくということになるでしょう。

何よりも自由民主党会派は、小林議員の度重なる差別的で不適切な行為をいつも深刻に受け止めることなく、かばい続けてきた責任をどう考えているのでしょうか。むしろ、それらの行為に対して抗議した側を攻撃してきた責任をどう考えているのでしょうか。

冒頭述べてきた差別解消条例には、傍観者であってはならないということが明記されています。逐条解説によれば、これは、不当な差別を行っている者に対して注意するなどの直接的行動だけでなく、不当な差別を受けている者に寄り添うことも含むものであり、不当な差別の解消に向けて、無関心であったり、見て見ぬふりをしたりするのではなく、それぞれの立場における主体的対応を求めるものです、としています。

この決議案に反対するという事は、県民に背を向けて、見て見ぬふりを続けていくということになってしまいます。被害者の側ではなく、これから小林議員の行為をかばい続けるということです。このような自由民主党という組織にとってもリスクでしかない小林議員を、次期県議会議員選挙の公認候補にしてまでかばい続けるという理由が私には到底理解できません。

最後に、昨年3月、小林議員に自宅住所を無断公開された被害者である伊賀市在住の嶋田さんという方からその思いをつづったメッセージをお預かりしてきましたので、紹介させてください。なお、パートナーの加納克典さんは、小林議員のことを思い出すと精神的にしんどくなるということで、県議会には来られないということです。

紹介させていただきます。

小林貴虎議員による国葬反対のSNS発信の8割が大陸からというツイートを見て、私たちは驚き、愕然とした気持ちになりました。

それは、昨年小林議員によって私たちの住所を無断で公開された問題では謝罪され、それぞれの立場で性的マイノリティーが暮らしやすい三重県をつくってほしいと話し合い、同行された議員の希望ある話を聞いて、その言葉を信じて一応の和解をしたからです。昨年5月に、議員自ら人権意識の更なる高揚を図り、人権が尊重させる三重を先導するための決議がされ、希望を持ったからです。

議員の皆様には私たち県民一人ひとりの声は小さいと思われるかもしれませんが、軽視せず、県民一人ひとりの声を大切にしてほしい、もっと耳を傾けてほしい、敏感になってほしいと強く思います。

そして、議員の発言やSNSでの発信が相手に、そして社会全体にどんな影響を及ぼすか想像してほしい。今後、二度と差別的な議員が現れないようにするため、また、全ての議員が自身の発言にしっかり責任を持つようになるためにも、本日の採決は極めて重要だと思っています。

私たちは、伊賀市で多くの人に支えられ、男性カップルの夫婦として自信を持って暮らしています。地域の人たちには感謝の気持ちでいっぱいです。

私たちが行う子どもたちに向けた、地域に向けた講演では、困ったことがあったら人に助けを求める勇気を持ってほしいと必ず伝えていきます。それは、私たちも、日々多くの人に助けていただいたおかげで今の自分たちがあるからです。

そんな誰もが安心して暮らせる三重県に向けて、三重県議会議員の皆様と三重県民が共に歩んでいける社会をつくっていきましょう。

以上です。

以上、議場の皆様一人ひとりの良識ある判断を心から期待して、賛成討論いたします。ありがとうございました。（拍手）

○議長（前野和美） 以上で討論を終結いたします。

## 採 決

○議長（前野和美） これより採決に入ります。

決議案第4号を起立により採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前野和美） 起立少数であります。よって本案は否決されました。

## 休 憩

○議長（前野和美） 着席のまま、暫時休憩いたします。

〔6番 小林貴虎議員入場・着席〕

午前10時33分休憩

---

午前10時35分開議

## 開 議

○議長（前野和美） 休憩前に引き続き会議を開きます。

## 委 員 長 報 告

○議長（前野和美） 日程第2、議案第105号及び議案第107号から議案第113号までを一括して議題といたします。

本件に関し、所管の常任委員長から順次、委員会における審査の経過と結果について報告を求めます。石田成生戦略企画雇用経済常任委員長。

〔石田成生戦略企画雇用経済常任委員長登壇〕

○戦略企画雇用経済常任委員長（石田成生） 御報告申し上げます。

戦略企画雇用経済常任委員会に審査を付託されました議案第110号「強じんな美し国ビジョンみえ」及び「みえ元気プラン」の策定についてにつきましては、去る10月7日に委員会を開催し、関係当局の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、全会一致をもって原案を可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

○議長（前野和美） 倉本崇弘医療保健子ども福祉病院常任委員長。

〔倉本崇弘医療保健子ども福祉病院常任委員長登壇〕

○医療保健子ども福祉病院常任委員長（倉本崇弘） 御報告申し上げます。

医療保健子ども福祉病院常任委員会に審査を付託されました議案第108号三重県民生委員定数条例の一部を改正する条例案につきましては、去る10月11日に委員会を開催し、関係当局の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、全会一致をもって原案を可決すべきものと決定いたしました。

なお、この際、本委員会ですらに議論がありました事項について申し述べます。

新型コロナウイルスに係るワクチン接種についてであります。

県では、効果的・効率的なワクチン接種を行うため、ワクチン接種相談窓口を設けるなど、適宜集団接種会場の開設を行い、ワクチン接種の促進に取り組んでいるところです。

去る10月5日に、生後6か月から4歳児を対象とした新型コロナウイルスのワクチンについて、厚生労働省は国内での製造販売を特例承認いたしま

した。

4歳以下の子どもが使えるワクチンは国内初であるため、乳幼児を持つ親にしてみれば、子どもへのワクチン接種に不安を感じ、接種すべきか否か判断に迷っていらっしゃる方も多いと思います。

県当局におかれましては、ワクチン接種をすることによる子どもへの影響について、県でも情報収集に努めるとともに、4歳以下の子どもを持つ親が誤解することなく、それぞれの判断で接種を行うことができるよう、しっかりと親の不安を受け止め、寄り添った、丁寧な情報提供を行うことを要望いたします。

以上、御報告申し上げます。

○議長（前野和美） 平畑 武教育警察常任委員長。

〔平畑 武教育警察常任委員長登壇〕

○教育警察常任委員長（平畑 武） 御報告申し上げます。

教育警察常任委員会に審査を付託されました議案第109号財産の取得についてにつきましては、去る10月5日に委員会を開催し、関係当局の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、全会一致をもって原案を可決すべきものと決定いたしました。

なお、この際、本委員会で特に議論のありました事項について申し述べます。

まず、新型コロナウイルス感染症に関する対応についてであります。

教育委員会では、コロナ禍で児童生徒にどのような変化があるのかを把握するため、学校において保健活動や相談活動などを通じ、児童生徒と接している養護教諭とスクールカウンセラーを対象としたアンケートを初めて実施し、児童生徒の心身への影響などについて調査を行ったところです。

その中では、友人との関係に不安を抱く子どもが増えたと半数以上が感じているなど、コミュニケーションや交流、体験活動など、子どもたちにとって非常に大切な機会が失われたことによる影響がうかがえます。

県当局においては、このアンケート結果を踏まえた対策について十分に検

討するとともに、学校生活における感染症対策など、コロナ禍前とは異なる環境で過ごしている児童生徒の心身への影響をしっかりと把握し、現在策定が進められている新たな三重県教育ビジョン（仮称）など、今後の施策の検討に生かされるよう要望します。

次に、特別支援教育の推進についてであります。

県では、インクルーシブ教育システムの理念を踏まえ、子どもたちが、障がいの有無にかかわらず、可能な限り同じ場で共に学ぶとともに、一人ひとりの教育的ニーズに応じた連続性のある多様な学びの場において、将来の自立と社会参画のために必要な力を身につけることを目指しています。

また、市町教育委員会においては、就学に関する情報や就学の仕組み等について、本人、保護者に分かりやすく説明するとともに、本人、保護者の思いを十分に尊重した上で合意形成を図り、総合的な観点から就学先として最も適切な学びの場を決定しているところです。

県当局においては、こうしたきめ細やかな取組について、改めて教職員や保護者に対して一度広く発信し、特別支援教育の推進に一層取り組まれるよう要望いたします。

以上、御報告申し上げます。

○議長（前野和美） 森野真治予算決算常任委員長。

〔森野真治予算決算常任委員長登壇〕

○予算決算常任委員長（森野真治） 御報告申し上げます。

予算決算常任委員会に審査を付託されました議案第105号令和4年度三重県一般会計補正予算（第3号）ほか4件につきましては、去る10月5日から11日に該当の分科会で詳細な審査を行った後、10月14日に本委員会を開催し、関係当局の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、いずれも全会一致をもって原案を可決すべきものと決定いたしました。

なお、10月5日から11日に開催された各分科会における審査の経過において、特に議論のあった事項について申し述べます。

原油価格や物価が高騰する中、高齢者施設や医療機関に対して食材費の高

騰分の一部を支援するための経費についてであります。

国の基準等により限度額が定められ、費用を価格に転嫁できない施設であることから、聞き取りを行うなど影響額を把握した上で、補助単価を算出し、同額に設定していると伺いました。

このことについて、県当局からの説明が明確ではなかったことから、補助単価の設定について委員会の場で確認を求めたところです。

県当局におかれては、議会に対して、今後は積算根拠について明確に説明するとともに、県民の皆さんに対しても丁寧な説明に努めることを要望します。

加えて、今後の原油価格や物価の高騰を注視し、適宜補正予算を組み、迅速で効果的な支援を行っていただきますよう要望します。

なお、以上の点については、全庁的に取り扱っていただくよう要望します。

以上、御報告申し上げます。

○議長（前野和美） 以上で委員長報告を終わります。

委員長報告に対する質疑の通告は受けておりません。

## 討 論

○議長（前野和美） これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。20番 山本里香議員。

[20番 山本里香議員登壇・拍手]

○20番（山本里香） 日本共産党の山本里香です。

議案第110号「強じんな美し国ビジョン」及び「みえ元気プラン」の策定について、問題を指摘し、反対討論を行います。

一見知事の下で、今後10年間の姿を展望し、県政運営の基本姿勢や政策展開の方向を示した長期構想、強じんな美し国ビジョン。そして、みえ元気プランは、その基本理念の実現に向けて推進する取組内容をまとめた5年間の中期の戦略計画とされています。

提案説明で知事は、これまで育まれてきた歴史や文化の上に新しい価値が

生み出される、そんな現代の美し国を県民と一緒に作り上げていく、そして、懸念されるリスクに的確かつ柔軟に対応するとともに、チャンスについては機を逃すことなく三重のさらなる発展につなげていくことで、県民の皆様が未来に希望を持ち、幸福を感じながら、元気がかつ安全・安心に暮らすことのできる持続可能な地域を実現したいと意気込んでいらっしゃいました。

今、新型コロナの渦中で、医療や公衆衛生の対応に追われ、充実が課題となり、南海トラフ地震や風水害などの大規模災害への対応が求められ、ものづくりや環境産業の振興、食料安全保障が叫ばれ、第1次産業への対応が迫られ、脱炭素社会への転換、エネルギー創出とエネルギー消費の見直し、教育のあるべき姿、子育て世帯や若者への支援、困難を抱える方への福祉の支援、デジタル社会の推進、よりよい地域をつくる社会的公共インフラの整備、多様性の尊重と共生社会の実現、スポーツや文化の醸成、人口減少への対応と、優劣をつけられない課題が山積しています。

防災・減災、子育て支援、いじめ対応、児童虐待防止やひきこもり支援、観光重視、ゼロエミッション、多様で発展的な農林水産業、人口減対策、地域交通などへこれまでの流れをより強化するということについては、この中から読み取れますし、理解もいたしました。

しかし、これからの5年、10年で明らかに実質的に踏み出すことになる、いや、今もう踏み出しているリニア中央新幹線については、今回のビジョン・プランにおいて特段のものと考えなければならないと思います。

品川―名古屋間は2027年開通とされていますが、様々な課題があり、計画どおりに進んでいません。名古屋―大阪間は2037年開通を要望し、11月4日の期成同盟会での決定をもって三重県駅の提案を正式にJR東海へする運びのようですが、それを念頭に置いたビジョン・プランということになっています。

記述によりますと、リニア中央新幹線の開業による人流の拡大で、新たな企業立地等に伴う雇用の創出につながる。三重県と首都圏とのアクセス利便性が向上、スーパー・メガリージョンの形成による交流の活性化や新たな

ジネススタイル・ライフスタイルの創出に向かう。大都市圏と短時間でつながることに加え、県内駅を核とした地域づくりを進めることで、三重県が飛躍的に発展していく可能性があることから、リニア中央新幹線の効果を県内全域に波及させるために、今後、どのように取り組んでいくべきか検討していく。リニア開業効果を県内全域に波及させるため、鈴鹿亀山道路等の東西ネットワークやアクセス道路などの整備も含め、リニア三重県駅を核とした地域づくりに向けた検討を進める、とあります。

雇用創出の実態はどこに。これまでも県内誘致された企業がありますが、非正規雇用の増大に拍車をかけただけではなかったのですか。流動的な雇いで、地元密着の雇用となり得たのか。果たして、それでまちが活性化したのか。新たなビジネススタイル、ライフスタイルの創出とは真逆ではないのでしょうか。飛躍的な発展の可能性を期待したいのはやまやまですが、リニア中央新幹線の効果の県内全域への波及、リニア三重県駅を核とした地域づくりに向けた検討をこれからしていく。先に検討ではないでしょうか。示されている新駅設置後の乗降客数試算などにどれだけの信憑性があるのか、疑問視もされています。

6月21日の常任委員会調査において、私は意見シートを出させていただき、一度立ち止まって見直しをとの意見をさせていただきました。そのことについて、超電導リニアに関しては、国鉄時代から長い年月をかけて研究開発を重ねてきた技術で、世界に先駆けてリニアを実現するという事は国全体の持続的な成長につなげていくための重要な国家的プロジェクトで、三重県にとっても欠かすことのできない重要な社会基盤などである。工事に当たっての水問題、建設残土の問題、様々な環境問題については、先行している名古屋以東の状況や事例を踏まえて、影響回避・軽減に努めるとともに、一日も早い全線開業にしっかりと取り組んでいきたいという答弁がありました。

まさに50年も前からの計画が、今後に合致するのか。工事上の問題としての環境破壊、困難工事や大深度の問題、電力消費の問題など、個別の課題でも影響回避・軽減としか言えず、明快な解決策を示していません。

知事にお伺いしたときも、今後、再生可能エネルギーに転換していけば問題ないとの発言でした。転換はもちろんですが、電力量全量を控えていくこと、その方向こそが必要ではないでしょうか。

もう一方で、事業の基本的な問題があります。

国家的プロジェクトというわけですが、この国家的プロジェクトにより過大な積算見積りや予測などに惑わされて、見切り発車で進め、手痛い思いをしたのではないですか。その経験があります。50年前からの研究には敬意を表しますが、だからといって世界初に名のりを上げるための見切り発車では、三重県だけの問題ではなく全国的な問題です。

ドイツのベルリンで2年に一度開催される国際鉄道見本市は、世界中の鉄道関係者が結集する世界最大の鉄道イベントだそうです。会場を巡れば、鉄道業界の進む方向が分かると言われています。コロナ禍で中止があり、4年ぶりに今年開かれました。そこでの主役は、日本でいえば通勤電車や特急電車に相当する車両で、どの車両も環境性能の高さをアピールしていたということです。速度性能を誇る営業用の高速列車の展示はなかったということです。時代は変わっているのではないかと如実に感じる報道でした。

私も日本共産党は、このまま突き進んでいいのかということで、リニア中央新幹線に対する見解を公表いたしました。知れば知るほど、危うさを払拭できません。県民の中にも、不要との意見も聞かれます。ここで立ち止まり徹底した議論が必要です。

以上を述べて、反対討論といたします。（拍手）

○議長（前野和美） 以上で討論を終結いたします。

## 採 決

○議長（前野和美） これより採決に入ります。

採決は2回に分け、起立により行います。

まず、議案第105号及び議案第107号から議案第109号まで並びに議案第111号から議案第113号までの7件を一括して採決いたします。

本案に対する委員長の報告はいずれも可決であります。本案をいずれも委員長の報告どおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前野和美） 起立全員であります。よって、本案はいずれも委員長の報告どおり可決されました。

次に、議案第110号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告どおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前野和美） 起立多数であります。よって、本案は委員長の報告どおり可決されました。

## 委 員 長 報 告

○議長（前野和美） 日程第3、認定第1号から認定第5号までを一括して議題といたします。

本件に関し、予算決算常任委員長から委員会における審査の経過と結果について報告を求めます。森野真治予算決算常任委員長。

〔森野真治予算決算常任委員長登壇〕

○予算決算常任委員長（森野真治） 御報告申し上げます。

予算決算常任委員会に審査を付託されました認定第1号令和3年度三重県水道事業会計決算ほか4件につきましては、去る10月3日及び14日の2回にわたり本委員会を、また、その間の10月5日及び11日には該当の分科会を開催し、関係当局の出席を求め、慎重に審査を行いました。

その結果、認定第4号につきましては、全会一致をもって原案を認定、認定第1号から認定第3号まで及び認定第5号の4件につきましては、いずれも賛成多数をもって原案を認定すべきものと決定いたしました。

以下、認定した決算の内容と審査の過程において議論されました主な事項について申し述べます。

まず、水道事業及び工業用水道事業についてであります。

水道事業の令和3年度の純損益は3億9492万円の黒字となっており、前年度から2333万円の増となっています。

これは、主に企業債に係る支払利息が減少したこと等によるものです。

また、工業用水道事業の令和3年度の純損益は3億8934万円の黒字となっており、前年度から4835万円の増となっています。

これは、主に水資源機構管理費負担金が減少したこと等によるものです。

水道事業及び工業用水道事業については、引き続き、三重県企業庁経営計画に基づき、施設の耐震化、老朽化した施設・設備の更新を計画的に進められるとともに、近年の台風や集中豪雨等に伴う全国的な浸水被害等の発生の状況等を踏まえ、浸水対策、土砂災害対策及び長時間停電対策の取組を推進されるよう要望します。

次に、電気事業についてであります。

令和3年度の純損益は13億166万円の赤字となっており、前年度から8億782万円の増となっています。

これは、主にRDF焼却・発電施設撤去工事費が増加したこと等によるものです。

RDF焼却・発電事業については、円滑な事業終了に向けて、撤去工事的確な進捗管理に取り組むとともに、関係部局と連携し、事業の最終的な総括に取り組まれるよう要望します。

また、電気事業全体については、令和5年3月末の廃止に向けて、関係部局と調整し、資産等の引継ぎ、関係法令の所要手続及び組織体制の見直しなどの取組を的確に進められるよう要望します。

次に、病院事業についてであります。

令和3年度の経常損益及び純損益は、いずれも9億6682万円の黒字となっており、前年度から5億2591万円の増となっています。

これは、主に新型コロナウイルス感染症に係る病床確保に伴う国からの交付金の増加や指定管理者に対する交付金等の経費が減少したこと等によるも

のです。

しかし、78億円余りに及ぶ多額の累積欠損金を抱えており、依然として厳しい経営状況が続いています。

また、三重県病院事業中期経営計画における令和3年度の成果目標についても、新型コロナウイルス感染症の影響等により、未達成の項目が多くあります。

各病院においては、目標の達成に向けた取組を着実に進められるとともに、引き続き経営の健全化に努められるよう要望します。

また、新型コロナウイルス感染症の収束後や次期中期経営計画の策定を見据え、各病院を取り巻く環境や求められる医療ニーズを踏まえながら、各病院が果たすべき役割や機能を十分に検討されるよう要望します。

最後に、流域下水道事業についてであります。

令和3年度の純損益は、2億3146万円の黒字となっていますが、前年度から1億1231万円の減となっています。

これは、主に減価償却費が増加したこと等によるものです。

流域下水道事業については、引き続き、三重県流域下水道事業経営戦略に基づき、経営の効率化による経営基盤の強化に努められるよう要望します。

また、南海トラフ地震をはじめとした大規模地震に備えるため、三重県流域下水道総合地震対策計画に基づき、施設の耐震化や耐津波対策の取組を着実に推進されるとともに、台風や集中豪雨等による水害に備えるための施設浸水対策にも取り組まれるよう要望します。

以上、御報告申し上げます。

○議長（前野和美） 以上で委員長報告を終わります。

委員長報告に対する質疑の通告は受けておりません。

## 討

## 論

○議長（前野和美） これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。20番 山本里香議員。

[20番 山本里香議員登壇・拍手]

○20番（山本里香） 日本共産党の山本里香でございます。

認定第1号、第2号、第3号、第5号の四つの企業会計決算に反対の討論をいたします。

認定第1号の水道事業、第2号の工業用水道事業については、これまでも予算や決算の審査のたびに指摘してまいりました。

長良川河口堰からの取水という国策巨大プロジェクトの需要見込みが勢いよ過ぎたこと、その後の産業構造の変化、家庭や各企業の節水の取組で、夢プランが泡となり、そのため、さらに中勢地域まで導水、水道供給が広域になればなるほど導管が伸びて、その敷設や維持管理に費用がかかっています。長良川河口堰は、もう古いことではありません。関係自治体は豊富な自己水がありながらそれを捨てて、県水を買うことになったことで、市民に高い料金となっています。もちろん、値下げの努力もし、実績もあります。根本的には歴史的な巨大事業のツケを県民が負担しているという構図は変わりません。ましてや、コロナ禍の困窮を救うために、水道料金などの減免に踏み切った市町があり、臨時交付金での対応がなされているということですが、県水料金をもっと下げるなどの緊急対応もあってしかるべきでした。

水道会計における資金期末残高は、資金期首残高に比べ13億859万7623円増加して、105億2458万円何がしになっています。工業用水道会計における資金期末残高は、資金期首残高に比べて3億4987万8595円増加し、80億3534万円何がしになっています。体力はあります。

大災害時代を迎えたと言われる今日、身近な水源の確保、地域分散型水道の構築こそより重要になってきました。貴重な財産である水道インフラは、市町主体で健全な運営が可能となる道こそ目指すべきでした。

やはり、ここで改めて申したいのは、総工費約1500億円、県負担684億円を投じた長良川河口堰建設とそこからの導水事業が、償還は終わったというもの、水道会計だけでなく県全体の財政に影響があったということを申し述べておきます。

次に、第3号の電気事業会計の決算について申し上げます。

県政最大の失政だと言われているRDF焼却・発電事業の後処理の会計です。事故における死亡者を出し、県自らも痛い思いをした上に、県が市町を支援するならともかく、市町を翻弄してきたという事実は消えません。

この後の県政運営に十分生きるような総括が出来上がることを期待し、その納得ができるまでは、事業の決算を容認することはできません。同じことを繰り返さないようにするとの願いを込めて反対いたします。

最後に、第5号の流域下水道事業については、企業会計になり2年目でした。独立採算が原則の地方公営企業法の財務規定の適用がされることで、経済性がより重視されることになったわけです。

一般会計からの繰入金が増えるのではないかと心配しておりましたが、26億805万4000円となっており、一昨年に比べて1億6920万円何がし減少しています。三重県流域下水道事業経営戦略上の純利益の試算1億7700万円に対し、約2億3146万円の純利益を計上しています。例年どおりの建設改良や債務償還が行われ、よって資金期末残高は、資金期首残高に比べ1億640万5692円減少です。15億4701万2998円となっています。ちょうど一般会計繰入相当分が減少したことになります。

この流れで一般会計からの繰入れが制限されていくということは、行く末は利用料金の負担増につながると懸念が増します。

新型コロナ、物価高騰の昨今の家計の経営状況から、下水道料金についても、より安定と低額化を追求する必要性がありました。

以上、四つの企業会計は、いずれも県が乗り出し、広域事業に関わり、これまでの経緯の中で問題を抱え、これからも問題を広げることになり、事業の在り方として承認できないと述べて反対討論といたします。（拍手）

○議長（前野和美） 以上で討論を終結いたします。

## 採 決

○議長（前野和美） これより採決に入ります。

採決は3回に分け、起立により行います。

まず、認定第4号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案を委員長の報告どおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前野和美） 起立全員であります。よって、本案は委員長の報告どおり認定されました。

次に、認定第1号、認定第2号及び認定第5号の3件を一括して採決いたします。

本案に対する委員長の報告はいずれも認定であります。本案をいずれも委員長の報告どおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前野和美） 起立多数であります。よって、本案はいずれも委員長の報告どおり認定されました。

次に、認定第3号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案を委員長の報告どおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前野和美） 起立多数であります。よって、本案は委員長の報告どおり認定されました。

## 請 願 の 審 議

○議長（前野和美） 日程第4、請願の件を議題といたします。

本件に関する関係常任委員会の審査の結果は、請願審査結果報告書のとおり、採択6件、不採択1件であります。

お諮りいたします。本件は議事進行上、委員長報告を省略いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前野和美） 御異議なしと認め、本件は委員長報告を省略することに決定いたしました。

## 討 論

○議長（前野和美） これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。20番 山本里香議員。

〔20番 山本里香議員登壇・拍手〕

○20番（山本里香） 日本共産党の山本里香です。

請願第44号と請願第45号について討論いたします。

まず、先に第45号について述べます。

委員会審査において不採択とされたものです。25人下限条件をなくし、真の30人学級を求めることについてを採択すべしという立場で委員会審査に反対の討論です。

小・中学校の少人数学級は、これまでも教育的必要性、今の時代のきめ細かな教育を求める声の中で、三重県ではいち早くみえ少人数学級として取り組まれてきて19年目になります。

全国でもその要求と自治体独自の取組が広がる中で、国も必要性を認め、さらに一昨年からの新型コロナウイルス感染症の発生も受けて、教室環境の整備として、順次35人学級を進めていくということになりました。

それを受けて、三重県では、本年度、みえ少人数学級として小学校1、2年生での30人学級、中1での35人学級、いずれもともに下限25人条件付ですが、それを継続するとともに、国の制度に1年前倒しで、小学校4年生までの35人学級を実施しています。

しかし、県の施策である下限25人の条件のために、30人を超える学級が19年間も残され続けてきたことは、決して見過ごすことができませんというこの請願理由は全くそのとおりです。

毎年提出される議会への請願が不採択となり続け、教育委員会への請願も十分な審査がなされているとは思えず、この不条理が理解されず、35人学級

へと国が進んだことで、18人クラスが成立する中、なおさら根拠のない25人の下限の矛盾がますますはっきりしてきました。それにもかかわらず退けられているのです。この間、この問題を放置していると言ってもいいでしょう。

2003年から2005年にみえ少人数学級を導入したときの30人学級という考え方は、少人数学級の意味を深く理解され、先駆的なものだったと思います。下限25人条件のために30人以下学級が実現できなかった学校が、今年も実現した学校の2倍にもなっています。そして、その学校は固定化しているという現実です。

山梨県では、2021年4月から都道府県では全国初となる小学校1年生への25人学級を導入し、2022年にはその対象を小学校2年生まで拡大、自己肯定感や志にあふれた子どもたちをもっともって育てていくのが山梨県の教育だ、その環境を整備するために25人学級を導入、今後さらに拡大していきたいと知事が意欲的です。

少人数学級を進めれば、学級数が増え、教員の数も増え、県の独自財源で賄わなければなりません。もちろん、億のお金が必要です。

また、全国的に教員の採用が難しくなっている中、少人数学級の導入で増員となるクラス担任を確保するために様々な施策を打たなければならないとして、さきに紹介した山梨県では、県内の公立学校での勤務を条件に奨学金の一部を補助する事業を始めました。高校生に向けて、将来教員になりませんかと促すセミナーも始めたということです。教育学部に入っても教員を志望しない人が多くなってきていると言われる中、こういった模索もされています。

新潟県では、下限25人は、小3から中3にかけて、中3だけに限定しています。

請願50号にもあるように、教育環境整備、三重県独自のさらなる学級編制基準及び教職員配置基準の改善を進めることにより、全ての子どもたちが大切にされる安全・安心の三重の教育の実現を求めることを私も強く願っていますが、その中の具体的な事象の一つであると訴えます。

まず、35人学級については、県でも先取りをしていく方針です。中学校、高校へと広げることとともに下限条件を撤廃する。どちらがどちらかというものではありません。どちらもです。従来の40人学級での20人、21人の分割、国の35人学級が進められて、18人での分割が国の基準の中で認められる中で、25人でないと分割できないという制限は、もとより根拠がなかったわけですが、導入当時から19年間も続く課題の解消を求めること、課題として示すことに理がないのでしょうか。

学校独自の裁量も大切です。ベースをそろえた上でさらに手厚い支援による裁量を望みます。

県の制度でつくった19年来の矛盾です。県の制度で解消すべきです。

請願第45号を採択すべしとして、第45号には教育警察常任委員会審査での不採択に反対の討論といたしました。

加えて、請願第44号自動車関係諸税などの見直しに関する意見書の提出を求めることについては、賛成の立場で討論いたします。

2019年、6月定例会月会議において、10月に消費税が増税されることを見込んだ県税条例の改正が、私を除く皆さんの賛成で可決しました。その結果、本請願が訴えるように、複雑かつ過重な税負担が課せられており、一般財源化により課税根拠が喪失した税の存続や消費税との二重課税といった様々な課題が指摘されているとお訴えです。私が税制改正の反対討論で指摘した、まさにそのとおりです。

そして、自動車関係諸税の簡素化や負担軽減は、自動車ユーザーの負担軽減とともに、自動車が重要な交通手段となっている地方の経済活性化につながると思っています。

私は、原油高や物価高の今、なおさらに生活必需品である車に関わる経費が暮らしを圧迫し、困難にしていると考えます。

もっとも、これらの税制が、一つ、自動車産業界の要請に応え、消費税増税対策として打ち出されたものであったこと。二つ、車の保有について、消費税増税後に購入した場合に限り、自動車取得税が廃止となったこと。三つ

目、自動車税環境性能割が導入され、消費性能に応じ購入価格に一定の割合を課税するもので、増税後の1年間に限り1%引き下げられる。1%軽減するとはいえ、消費税率の引上げがあるので、消費税負担が増え、差引きすると取得時の税負担が増える場合もある。加えて、環境負荷を軽減するためのインセンティブは理解するものの、これらの減税は、新車を買わない人には何の恩恵もない、古い車を大切に乗り続けると逆に増税になるということを指摘していましたが、加えて、消費税増税の前後での需要の標準化、平準化、つまり増税前の駆け込み需要に加え、増税後の需要の落ち込みをできるだけ減らす目的ともされておりましたが、増税による負担増、消費マインドの冷え込みはこのような小手先の対策で何とかなるものではなかったことは、その後の経済状況を見ても明らかでした。そのような実態を踏まえての請願であると理解しています。

一方、税収が減る県財政において、税源移譲など様々な措置が取られましたが、地方財政の真の拡充にはなっていません。

コロナショック、値上げショックの現況では、景気の回復は見込めません。消費税増税とセットで導入されたこれらのことを見直すことだけではなく、抜本的な消費税減税などの見直しも必要ですが、前回改正された内容には問題があるとの認識は一致しますので、賛成いたします。

以上、2件の討論といたしました。(拍手)

○議長(前野和美) 以上で討論を終結いたします。

## 採 決

○議長(前野和美) これより採決に入ります。

採決は4回に分け、起立により行います。

まず、請願第44号自動車関係諸税などの見直しに関する意見書の提出を求めることについて、請願第46号子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求めることについて及び請願第48号防災対策の充実を求めることについての3件を一括して採決いたします。

本件をいずれも委員会の決定どおり採択することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前野和美） 起立全員であります。よって、本件はいずれも委員会の決定どおり採択することに決定いたしました。

次に、請願第47号教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求めることについて及び請願第49号義務教育費国庫負担制度の充実を求めることについての2件を一括して採決いたします。

本件はいずれも委員会の決定どおり採択することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前野和美） 起立多数であります。よって、本件はいずれも委員会の決定どおり採択することに決定いたしました。

次に、請願第50号誰もが、家庭の経済事情に関わらず学ぶことのできる教育環境整備、三重県独自のさらなる学級編制基準および教職員配置基準の改善をすすめることにより、すべての子どもたちが大切にされる安全・安心の三重の教育の実現を求めることについてを採決いたします。

本件を委員会の決定どおり採択することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前野和美） 起立多数であります。よって、本件は委員会の決定どおり採択することに決定いたしました。

次に、請願第45号25人下限条件をなくし、真の30人学級実現を求めることについてを採決いたします。

本件を委員会の決定どおり不採択とすることに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前野和美） 起立多数であります。よって、本件は委員会の決定どおり不採択とすることに決定いたしました。

なお、採択されました請願のうち、処理経過及び結果の報告を求めるもの

につきましては、お手元に配付いたしましたので御承願います。

---

採択された請願で処理経過及び結果の報告を求めるもの  
教育警察常任委員会関係

請願第50号 誰もが、家庭の経済事情に関わらず学ぶことのできる教育環境整備、三重県独自のさらなる学級編制基準および教職員配置基準の改善をすすめることにより、すべての子どもたちが大切にされる安全・安心の三重の教育の実現を求めることについて

---

意見書案審議

○議長（前野和美） 日程第5、意見書案第6号子どもの貧困対策の推進と就学及び修学支援に関する制度の拡充を求める意見書案、意見書案第7号子どもたちの豊かな学びを保障するための教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算の拡充を求める意見書案、意見書案第8号学校における防災対策の充実を求める意見書案、意見書案第9号義務教育費国庫負担制度の充実を求める意見書案、意見書案第10号自動車関係諸税等の見直しを求める意見書案及び意見書案第11号地方財政の充実及び強化を求める意見書案を一括して議題といたします。

お諮りいたします。本件は議事進行上、いずれも趣旨説明並びに質疑を省略するとともに、意見書案第11号は委員会付託を省略いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前野和美） 御異議なしと認め、本件はいずれも趣旨説明並びに質疑を省略するとともに、意見書案第11号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

## 討

## 論

○議長（前野和美） これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。20番 山本里香議員。

〔20番 山本里香議員登壇・拍手〕

○20番（山本里香） 日本共産党の山本里香です。これで最後です。

意見書案の第10号と第11号に賛成の討論をいたします。

先ほど請願の討論のときに、第10号については趣旨を述べましたので、それと同じということで述べておきます。

意見書案第11号地方財政の充実及び強化を求める意見書の提出については、補強し、賛成の討論といたします。

地方自治体では、コロナ禍への対応はもとより、防災・減災、雇用の確保、地球温暖化対策など喫緊の課題に迫られているほか、医療介護、子育て支援をはじめとした社会保障関係経費や公共施設の老朽化対策費など将来に向けて増加する財政需要に見合う財源が求められています。

三位一体改革によって地方への財政支出の削減が加速されて以降、自公政権の下で、アベノミクスや地方創生などという言葉を使い、さらに地方創生路線の一環として、トップランナー方式という方法で地方交付税のさらなる削減を行ってきました。こうした方針は直ちに撤回して、地方の財源を国の責任において保障することが強く求められていることは言うまでもありません。

政府は、2023年度の予算の概算要求基準を閣議決定し、閣議で了解いたしました。社会保障費の自然増を2022年度の見込額から1000億円削減して5600億円と見込む一方、軍事費や原発推進予算などは事実上の青天井としていました。軍事費と原発に大分配するのが、新しい資本主義の正体です。

防衛省が2023年度予算での軍事費の概算要求を決めたと報道もされていますが、過去最大の5兆5947億円を計上したのに加え、金額を示さない事項要求を多数盛り込み、年末に最終決定する軍事費は6兆円台半ばに達するとも見込まれています。ロシアのウクライナ侵略に乗じ、中国への軍事的対抗姿

勢をあらわにし、戦後かつてない大軍拡に乗り出そうとするものです。これを許せば、東アジアの軍事緊張が一層激化し、コロナ禍や物価高に苦しむ国民の暮らし関連予算が押し潰されるのは明白です。一方で、介護や医療、子育てといった県民生活を支援するための予算の確保や地域経済の活性化のための予算を確保することがますます困難になります。

今、国が行うべきことは、厳しい県民生活と長引く不況に苦しむ中小零細業者、第1次産業を支えるために、本県及び全国の地方自治体が必要としている財源をしっかりと保障することを求めること。だから、この要望は重要です。

意見書案にあるように、社会保障の維持、子ども・子育て、困窮者支援、医療、公衆衛生、デジタル化や環境保護、県民を守る国土強靱化への手だてが必要です。そのために、増税となるようになっては本末転倒です。

国土強靱化や地方創生の名の下に、リニア中央新幹線への国費投入、大型クルーズ船を受け入れる港湾整備など、不要不急の大型プロジェクトに巨額の税金を投入しようとしていることは、地方自治体へも重い負担を押しつけるものであり、容認できるものではないことを指摘し、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う新たな行政需要なども十分把握しながら、歳入歳出を的確に見積り、安定的な地方財政構築のための財源確保を求める意見書案に賛成をいたします。

以上、賛成討論といたします。（拍手）

○議長（前野和美） 以上で討論を終結いたします。

## 採 決

○議長（前野和美） これより採決に入ります。

採決は2回に分け、起立により行います。

まず、意見書案第6号、意見書案第8号、意見書案第10号及び意見書案第11号の4件を一括して採決いたします。

本案をいずれも原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前野和美） 起立全員であります。よって、本案はいずれも原案のとおり可決されました。

次に、意見書案第7号及び意見書案第9号の2件を一括して採決いたします。

本案をいずれも原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前野和美） 起立多数であります。よって、本案はいずれも原案のとおり可決されました。

## 決 議 案 審 議

○議長（前野和美） 日程第6、決議案第3号北朝鮮による弾道ミサイル発射に抗議する決議案を議題といたします。

お諮りいたします。本件は議事進行上、趣旨説明、質疑並びに委員会付託を省略し、直ちに採決いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前野和美） 御異議なしと認め、本件は趣旨説明、質疑並びに委員会付託を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

## 採 決

○議長（前野和美） これより採決に入ります。

決議案第3号を起立により採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前野和美） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

## 常 任 委 員 長 報 告

○議長（前野和美） 日程第7、常任委員会の調査事項に関する報告の件を議題といたします。

本件に関し、防災県土整備企業常任委員会及び総務地域連携デジタル社会推進常任委員会からの調査の経過について報告いたしたい旨の申出がありますので、これを許します。下野幸助防災県土整備企業常任委員長。

〔下野幸助防災県土整備企業常任委員長登壇〕

○防災県土整備企業常任委員長（下野幸助） 議長のお許しをいただきましたので、本委員会において特に議論のありました事項について、御報告申し上げます。

消防団員の減少についてであります。

県当局におかれては、消防団員の確保のため、機能別団員制度の導入や女性消防団員の入団の促進、若年・青年層への加入促進など、市町の取組を支援していただいているところでございます。

しかしながら、消防団員は年々減少しており、特に若年層の消防団員の減少が顕著であります。

つきましては、他県で実施している法人事業税の大幅な減税等、インセンティブを付与することで企業等の消防団加入促進に向けた協力が得られる仕組みも御検討いただくなど、市町の取組をより強力に後押しされるよう要望いたします。

以上、御報告申し上げます。

○議長（前野和美） 石垣智矢総務地域連携デジタル社会推進常任委員長。

〔石垣智矢総務地域連携デジタル社会推進常任委員長登壇〕

○総務地域連携デジタル社会推進常任委員長（石垣智矢） 議長のお許しをいただきましたので、本委員会において特に議論のありました事項について、御報告申し上げます。

南部地域の活性化についてであります。

県当局におかれては、若者の流出や過疎化、少子・高齢化が進む南部地域

の活性化に向け、南部地域活性化基金を活用して、働く場の確保や定住の促進など、魅力ある地域づくりに努められてきました。

しかしながら、南部地域は、人口減少や若者の定住率の低下など、現在も解消されることがない多くの課題が依然としてあり、解消すべき差異がある、その差異が南部地域において深刻な問題をもたらしているとの意見がありました。

つきましては、強じんな美し国ビジョンみえ及びみえ元気プランの目指す姿を実現するに当たっては、南部地域には、北中部地域と比べて、放置できない差異、解消すべき差異があるとの危機感を持って施策に取り組んでいただくよう要望します。

以上、御報告申し上げます。

○議長（前野和美） 以上で常任委員長の報告を終わります。

## 議 案 審 議

○議長（前野和美） 日程第8、議案第114号を議題といたします。

## 提 案 説 明

○議長（前野和美） 提出者の説明を求めます。一見勝之知事。

〔一見勝之知事登壇〕

○知事（一見勝之） ただいま上程されました議案について御説明いたします。

議案第114号は人事関係議案であり、土地利用審査会委員の選任について、議会の同意を得ようとするものです。

何とぞよろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（前野和美） 以上で提出者の説明を終わります。

お諮りいたします。本件は人事案件につき、質疑並びに委員会付託を省略し、直ちに採決いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前野和美） 御異議なしと認め、本件は質疑並びに委員会付託を省略

し、直ちに採決することに決定いたしました。

## 採 決

○議長（前野和美） これより採決に入ります。

議案第114号を起立により採決いたします。

本案に同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前野和美） 起立全員であります。よって、本案は同意することに決定いたしました。

## 議 案 の 上 程

○議長（前野和美） 日程第9、認定第6号から認定第17号までを一括して議題といたします。

## 提 案 説 明

○議長（前野和美） 提出者の説明を求めます。一見勝之知事。

〔一見勝之知事登壇〕

○知事（一見勝之） ただいま上程されました議案について、その概要を説明いたします。

認定第6号から第17号までは、令和3年度一般会計及び特別会計に係る歳入歳出決算について、それぞれ認定をお願いするものです。

一般会計につきましては、歳入決算額は9567億627万円余、歳出決算額は9181億2837万円余で、歳入決算額から歳出決算額を差し引いた形式収支から翌年度へ繰り越すべき財源である185億3434万円余を差し引いた実質収支としまして、200億4355万円余の剰余が生じました。

このうち、2分の1に相当する100億3000万円を地方自治法第233条の2の規定に基づき財政調整基金に積み立て、残余の100億1355万円余を翌年度へ繰り越すこととしました。

また、県債管理特別会計など11の特別会計につきましては、歳入決算額は3459億5713万円余、歳出決算額は3401億1061万円余で、歳入決算額から歳出決算額を差し引いた形式収支から翌年度へ繰り越すべき財源である4600万円余を差し引いた実質収支としまして、58億50万円余の剰余が生じたので、翌年度に繰り越すこととしました。

次に、報告事項について説明いたします。

報告第21号は、私債権の放棄について、条例に基づき報告するものです。

報告第22号及び第23号は、関係法律に基づき、健全化判断比率及び特別会計の資金不足比率について、それぞれ報告するものです。

なお、令和3年度決算及び健全化判断比率等につきましては、監査委員の審査を経ておりますことを申し添えます。

以上をもちまして、提案の説明を終わります。

何とぞよろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（前野和美） 以上で提出者の説明を終わります。

## 議 案 付 託

○議長（前野和美） お諮りいたします。ただいま議題となっております認定第6号から認定第17号までは、議事進行上、質疑を省略し、お手元に配付の議案付託表のとおり、直ちに予算決算常任委員会に付託いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前野和美） 御異議なしと認めます。よって、本件は質疑を省略し、直ちに予算決算常任委員会に付託することに決定いたしました。

---

## 議 案 付 託 表

予算決算常任委員会

認定番号	件 名
6	令和3年度三重県一般会計歳入歳出決算
7	令和3年度三重県県債管理特別会計歳入歳出決算
8	令和3年度地方独立行政法人三重県立総合医療センター資金貸付特別会計歳入歳出決算
9	令和3年度三重県国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算
10	令和3年度三重県母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付事業特別会計歳入歳出決算
11	令和3年度三重県立子ども心身発達医療センター事業特別会計歳入歳出決算
12	令和3年度三重県就農施設等資金貸付事業等特別会計歳入歳出決算
13	令和3年度三重県地方卸売市場事業特別会計歳入歳出決算
14	令和3年度三重県林業改善資金貸付事業特別会計歳入歳出決算
15	令和3年度三重県沿岸漁業改善資金貸付事業特別会計歳入歳出決算
16	令和3年度三重県中小企業者等支援資金貸付事業等特別会計歳入歳出決算
17	令和3年度三重県港湾整備事業特別会計歳入歳出決算

### 議 案 審 議

○議長（前野和美） 日程第10、議案第115号を議題といたします。

### 提 案 説 明

○議長（前野和美） 提出者の説明を求めます。一見勝之知事。

〔一見勝之知事登壇〕

○知事（一見勝之） ただいま上程されました補正予算1件について、その概要を説明いたします。

議案第115号の補正予算は、エネルギー価格等の高騰の影響を受けている県民や事業者に対する支援や、保育施設・幼稚園等の送迎バスの安全確保に向けた支援、G7交通大臣会合の県内開催準備を行うための経費として、一般会計で30億4787万8000円を増額するものです。

歳入の主なものとして、国庫支出金について、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金で29億2515万6000円を増額するなど、合わせて29億8483万6000円を増額しています。

繰入金について、財政調整基金で6303万9000円を増額しています。

歳出の主なものとして、原油価格・物価高騰等への緊急対策では、県民に対して省エネ家電への買換え等を促進する経費として5億3500万円を、美容室などの生活衛生関係営業施設で県民が利用できるクーポンを配布する経費として8億565万4000円を、中小企業・小規模企業等に対して設備の省エネルギー化などの経営向上の取組を支援する経費として7億4620万8000円をそれぞれ増額しています。

保育施設や幼稚園等の送迎バスの安全確保に向けて、安全装置の取付けに要する費用を支援するとともに、県立特別支援学校の送迎バスへの安全装置の取付けを行う経費として7396万円を計上しています。

G7交通大臣会合の県内開催に向けて、開催支援や開催機運醸成等の取組を行うための経費として2534万3000円を、閣僚等の身の安全確保や行事の円滑な開催のための準備を行う経費として2341万9000円をそれぞれ計上しています。

以上をもちまして、提案の説明を終わります。

何とぞよろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（前野和美） 以上で提出者の説明を終わります。

休 憩

○議長（前野和美） 議案聴取会開催のため、暫時休憩いたします。

午前11時43分休憩

---

午後 2 時35分開議

開 議

○副議長（藤田宜三） 休憩前に引き続き会議を開きます。

〔21番 稲森稔尚議員発言を求める〕

○副議長（藤田宜三） 稲森議員。

○21番（稲森稔尚） 前野和美県議会議長に対する不信任決議案を提出させていただきますと思います。

議員による差別的な言動というのは絶対に許してはいけませんし、今の前野議長の下では、県民の県議会に対する信頼回復に取り組むことはできないと考えておりますので、議長不信任の動議を提出したいと思います。よろしくお願いします。

○副議長（藤田宜三） ただいま稲森議員の動議の発言に対して、賛成の方はおられますか。

〔「賛同」と呼ぶ者あり〕

○副議長（藤田宜三） ただいまの動議は所定の賛成者がありますので、成立いたしました。

休 憩

○副議長（藤田宜三） 議事整理のため、暫時休憩いたします。

午後 2 時35分休憩

---

午後 4 時50分開議

## 開 議

○副議長（藤田宜三） 休憩前に引き続き会議を開きます。

## 会 議 時 間 の 延 長

○副議長（藤田宜三） この際、会議時間の延長についてお諮りいたします。

本日の会議時間は、議事の都合により午後7時まで延長いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（藤田宜三） 御異議なしと認め、本日の会議時間は午後7時まで延長することに決定いたしました。

## 休 憩

○副議長（藤田宜三） 暫時休憩いたします。

午後4時50分休憩

---

午後6時20分開議

## 開 議

○副議長（藤田宜三） 休憩前に引き続き会議を開きます。

## 諸 報 告

○副議長（藤田宜三） 日程に入るに先立ち、報告いたします。

決議案第5号が提出されましたので、お手元に配付いたしました。

以上で報告を終わります。

---

決議案第5号

三重県議会前野和美議長に対する不信任決議案  
上記提出する。

令和4年10月19日

提出者

山本里香

稲森稔尚

三重県議会前野和美議長に対する不信任決議案

前野和美議長においては小林貴虎議員による「国葬反対のSNS発信の8割が隣の大陸」などとするSNS投稿に関して人権問題として捉えることなく不安定な見解を表明し続けている。

また、小林貴虎議員のSNS投稿に至る事実関係や問題点の解明など指導力が不足していると言わざるを得ず、今後も県民の県議会に対する信頼回復に向けた取組にその職責を果たしていくことは到底期待できない。

よって、三重県議会は前野和美県議会議長を信任することはできない。

以上、決議する。

令和 年 月 日

三重県議会

---

日程追加・決議案審議

○副議長（藤田宜三） この際、申し上げます。

決議案第5号三重県議会前野和美議長に対する不信任決議案を会議規則第18条第1項の規定により日程に追加し、直ちに議題といたします。

趣旨説明を求めます。21番 稲森稔尚議員。

〔21番 稲森稔尚議員登壇〕

○21番（稲森稔尚） 伊賀市選挙区選出、草の根運動いがの稲森稔尚です。

まず、決議案の説明に入ります前に一言申し上げたいと思います。

先ほど小林貴虎議員に対する辞職勧告決議案は否決されましたけれども、その後の安堵されたような表情を見て、本当に悲しい気持ちでいっぱいです。多くの県民の皆さんもそうだと思います。

ヘイトスピーチやマイノリティーへの人権侵害を繰り返してきたならば、今の時代、公的機関の仕事に携わることができないということは、世界の流れだと思えます。

これまでも社会の分断をもたらし続けてきた小林貴虎議員は速やかに辞職をされるべきだということを改めて申し上げて、提案理由の説明に入りたいと思います。

三重県議会前野和美議長に対する不信任決議案。

前野和美議長においては小林貴虎議員による「国葬反対のSNS発信の8割が隣の大陸」などとするSNS投稿に関して人権問題として捉えることなく、不安定な見解を表明し続けている。

また、小林貴虎議員のSNS投稿に至る事実関係や問題点の解明など指導力が不足していると言わざるを得ず、今後も県民の県議会に対する信頼回復に向けた取組にその職責を果たしていくことは到底期待できない。

よって、三重県議会は前野和美県議会議長を信任することはできない。

以上、決議する。

令和4年10月19日。

三重県議会。

文面は以上です。

議場の皆様の良識ある御判断をどうぞよろしくお願い申し上げます。趣旨説明とさせていただきます。ありがとうございました。

○副議長（藤田宜三） 以上で趣旨説明を終わります。

本件に関する質疑の通告は受けておりません。

お諮りいたします。本件は議事進行上、委員会付託を省略いたしたいと存

じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（藤田宜三） 御異議なしと認め、本件は委員会付託を省略することに決定いたしました。

## 討 論

○副議長（藤田宜三） これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。20番 山本里香議員。

〔20番 山本里香議員登壇・拍手〕

○20番（山本里香） 日本共産党の山本里香でございます。

今、提出しております三重県議会前野和美議長に対する不信任決議案の賛同、賛成の討論をさせていただきます。

決議案の趣旨については、今、代表者から説明があったそのとおりでございます。

今回、小林貴虎議員のSNS発信に関わって、その経過の中で、代表者会議や議会運営委員会での議長の発言のたびに、私は大きな虚無感に襲われておりました。

差別、人権問題を認識しておらずに発したことだから、それは差別でも人権問題にも当たらないとおっしゃっていました。小林貴虎議員に対する辞職勧告案のときにも申しましたように、認識していないということ、そのことが大変大きな問題であると申しましたが、議長もそれと同じなんだということ。一議員として、それぞれの議員としての議会倫理、そして差別や人権問題に対する意識を問題とした条例を持つ中で、議長として、三重県議会の長としてそのまとめをしていく代表として、一般議員よりもはるかにこのことが求められると思っていました。

そして、このことの経過と並行して、私は、社会問題にもなっている旧統一教会と関連団体と、そして議員との関係について、きちんとそれぞれの議員が自発的に説明したり、そしてまた、このことの疑念を晴らすために、調

査というほどまではいかないけれども、そのことに先頭に立ってしていただけないだろうかということで申入れもさせていただいておりましたが、そのことについて取り上げていただけず、そして調査等の資料も添付して再度お願いしたときに、結局は私が引き取ってきたという状況になりました。受け取ってもらえなかったのは、そこに書いてある内容が自分の意思と同じではないから受け取れないということでした。

特に、三重県政務活動費の交付に関する条例第14条、透明性の確保において、収支報告書について必要に応じて調査を行う等、政務活動費の適正な運用を期すとともに、使途の透明性の確保に努めると議長の責務が書かれてありますけれども、そのことについては、単に書類がそろっていること、数字の間違ひがあるかないかのことについてが議長の調査権であるとおっしゃいました。

平成24年の地方自治法の改正がされた際に、法律及び条例に議長による使途の透明性の確保が新たに追加されております。なぜ透明性の確保が求められるのか。事務処理はもちろん、それは、どういう使われ方をしたか明確に判断するために、透明性の確保が必要なのではないのでしょうか。

平成28年12月13日、全国都道府県議会議長会は、役員会を開催し、政務活動費の透明性の向上に関する決議をしています。失われた住民の信頼を早急に回復するために、各議会において、適切な手法により政務活動費の透明性のより一層の向上を図っていく必要がある。住民の代表機関である地方議会の役割と責任はますます重要になっています。議長がその代表です。

この申入れを受け取っていただけなかったときに、これは私個人に対する対応なのかなと思っておりましたが、この一連の小林貴虎議員のSNS発信に伴う経過の中で、それは、前野議長の基本的な考え方がそこにも表れていたんだなと思いました。

さて、私は、三重県議会前野和美議長に対する不信任案決議案にここで賛同し、議長は中立公正な職務遂行に努め、民主的な運営に努めること、このことが本当に必要だけれどもそれがなされていないことを心から悲しく思い、

賛成討論といたします。

終わります。（拍手）

○副議長（藤田宜三） 以上で討論を終結いたします。

## 採 決

○副議長（藤田宜三） これより採決に入ります。

決議案第5号を起立により採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○副議長（藤田宜三） 起立少数であります。よって、本案は否決されました。

## 議 案 付 託

○副議長（藤田宜三） 議案第115号の審議を継続いたします。

本件に関する質疑の通告は受けておりません。

お諮りいたします。本件は、お手元に配付の議案付託表のとおり、予算決算常任委員会に付託し、会議規則第36条第1項の規定により、委員会付託後、4時間以内に審査を終えるよう期限をつけることといたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（藤田宜三） 御異議なしと認め、そのように決定いたしました。

---

議 案 付 託 表
-----------

予算決算常任委員会

議案番号	件 名
1 1 5	令和4年度三重県一般会計補正予算（第4号）

---

## 会 議 時 間 の 延 長

- 副議長（藤田宜三） この際、会議時間の延長についてお諮りいたします。  
本日の会議時間は、議事の都合により午後10時まで延長いたしたいと存じ  
ますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 副議長（藤田宜三） 御異議なしと認め、本日の会議時間は午後10時まで延  
長することに決定いたしました。

## 休 憩

- 副議長（藤田宜三） 予算決算常任委員会開催のため、暫時休憩いたします。  
午後6時32分休憩

---

午後8時10分開議

## 開 議

- 議長（前野和美） 休憩前に引き続き会議を開きます。

## 諸 報 告

- 議長（前野和美） この際、報告いたします。

付託議案の審査報告書が予算決算常任委員長から提出されましたので、お  
手元に配付いたしました。

以上で報告を終わります。

---

## 予算決算常任委員会審査報告書

議案番号	件 名
115	令和4年度三重県一般会計補正予算（第4号）

本委員会において、上記の議案審査の結果、原案を可決すべきものと決

定した。

よって、ここに報告する。

令和4年10月19日

三重県議会議長 前野 和美 様

予算決算常任委員長 森野 真治

---

## 委 員 長 報 告

○議長（前野和美） 議案第115号の審議を継続いたします。

本件に関し、予算決算常任委員長から委員会における審査の経過と結果について報告を求めます。森野真治予算決算常任委員長。

〔森野真治予算決算常任委員長登壇〕

○予算決算常任委員長（森野真治） 御報告申し上げます。

予算決算常任委員会に期限をつけて審査を付託されました議案第115号令和4年度三重県一般会計補正予算（第4号）につきましては、本日、該当の分科会で詳細な審査を行った後、本委員会を開催し、関係当局の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、全会一致をもって原案を可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

○議長（前野和美） 以上で委員長報告を終わります。

委員長報告に対する質疑並びに討論の通告は受けておりません。

## 採 決

○議長（前野和美） これより採決に入ります。

議案第115号を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告どおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前野和美） 起立全員であります。よって、本案は委員長の報告どお

り可決されました。

## 議 員 派 遣 の 件

○議長（前野和美） 日程第11、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。本件は、お手元に配付の一覧表のとおり派遣することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前野和美） 御異議なしと認めます。よって、本件はお手元に配付の一覧表のとおり派遣することに決定いたしました。

これをもって本日の日程は終了いたしました。

---

## 議 員 派 遣 一 覧 表

### 1 第22回都道府県議会議員研究交流大会

#### (1) 派遣目的

都道府県議会議員が共通する政策課題等についての情報や意見の交換を行うとともに、大会参加を通じて議員間の一層の連携を深め、もって地方分権の時代に即応した議会機能の充実と活力に満ちた地域づくりに資することを目的とする。

(2) 派遣場所 東京都

(3) 派遣期間 令和4年11月9日及び10日の2日間

(4) 派遣議員 <令和4年11月9日>

東 豊 議員

<令和4年11月10日>

下野 幸助 議員

<令和4年11月9日～10日>

川口 円 議員 中瀬古初美 議員

廣 耕太郎 議員

## 2 地方議会活性化シンポジウム2022

### (1) 派遣目的

地方議会活性化シンポジウム2022に参加することで、各地方議会において活躍している多様な人材や先駆的に取り組まれている多様な実践に触れるとともに、議会への多様な人材の参画促進や議会審議の充実・活性化等について議論を行うことを目的とする。

(2) 派遣場所 東京都

(3) 派遣期間 令和4年11月11日 1日間

(4) 派遣議員 川口 円 議員 中森 博文 議員

## 休 会

○議長（前野和美） お諮りいたします。明20日から11月20日までは休会といいたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前野和美） 御異議なしと認め、明20日から11月20日までは休会とすることに決定いたしました。

11月21日は定刻より本会議を開きます。

## 散 会

○議長（前野和美） 本日はこれをもって散会いたします。

午後8時13分散会